

## 特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に定める費目（以下「特定費目」という。）は、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の金額は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第2条 乙が、この契約の履行のために支出した又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、要確定費目金額表に掲げる金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額を契約金額（当該差額相当額に対応する総利益額等を含む。）から減額した金額をもって、これに等しい場合が契約金額をもって、これを超える場合は超える部分の実績額について甲及び乙が協議の上、乙に支払われる代金として確定する。

2 前項に定める甲及び乙が協議において協議が整わないときは、甲が適当と認める金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

3 第1項の規定による代金の確定は、令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

4 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から増額又は減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する処置をとるものとする。

(実績額の報告)

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第3項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて第1項の期日までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定等の特約)

第4条 甲は、前条第2項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定しない特定費目については甲が適当と認める金額を実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に定める特定費目に係る仕様書の内容を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

特約条項第3条に基づく実績額を証する書類は、以下のとおりとし、甲が適当と認めるものとする。

- 1 特定費目の実績額を証する各種帳票類。
- 2 外貨額にあたっては、外国製造もしくは役務業者が発行する価格等証明資料（インボイス）、外国為替公認銀行が発行した邦貨決済額を証する書類、その他契約相手方が外貨建費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める書類。
- 3 前2項において、価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造もしくは役務業者が価格の妥当性を証明した資料をもって代えるものとする。
- 4 その他特定費目の特性に応じた資料。

別 表

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」

要確定費目金額表

費 目	金 額	備 考